

2012.7.2

労災リスク・インフォメーション <第5号>

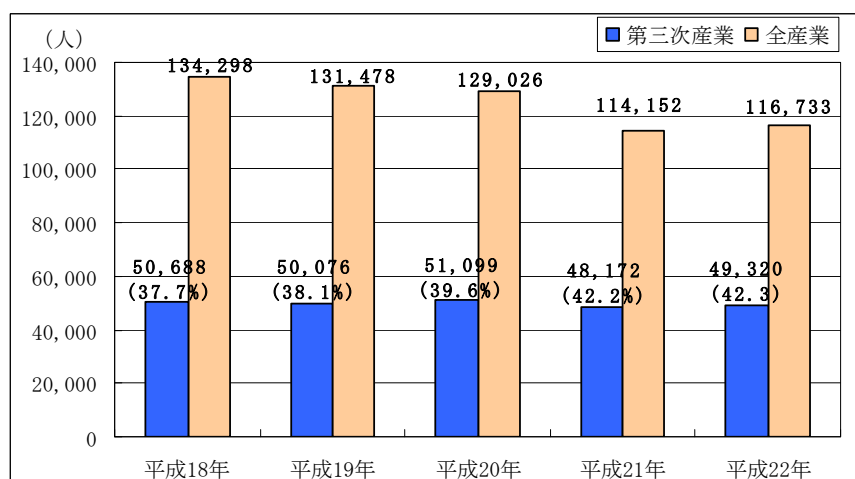
「第三次産業における労働災害防止の取組を強化しよう」

1. はじめに

全産業における休業4日以上の死傷者数が漸減傾向にある中、第三次産業では一向に減る気配を見せておらず、結果として全産業に占める割合は年々増加し、平成21年、22年には40%を超えるに至りました（図表1参照）。

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに実現すべき成果目標として「労働災害発生件数を3割減」が掲げられたことから、目標達成のためには、第三次産業における労働災害を大幅に減少させる必要があり、厚生労働省では、通達として「第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（平成23年7月14日基安発0714第2号）を発し、関係事業場に対する指導を進めています。

本稿では、第三次産業における労働災害の発生状況とその防止対策を示していきます。



図表1 休業4日以上の死傷者数の推移（出典：労働者死傷病報告）

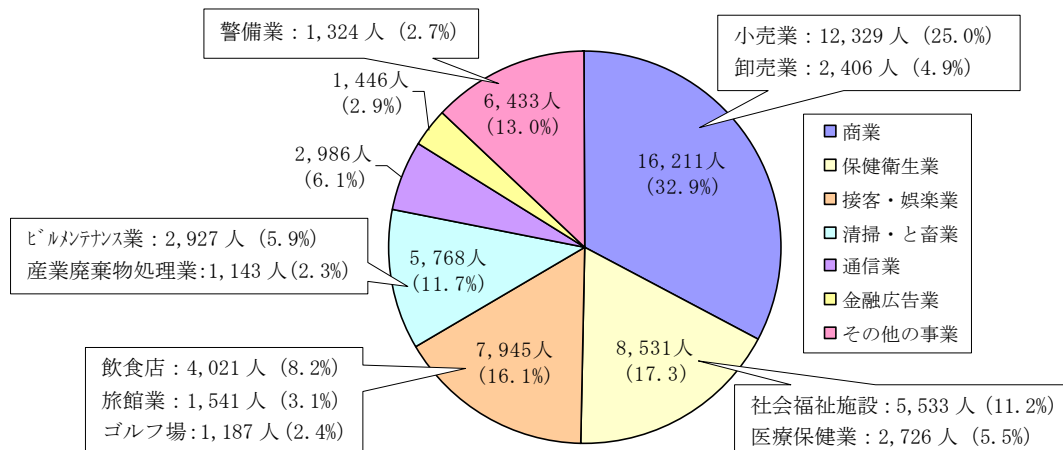
※グラフ内の（ ）の数値は、第三次産業が全産業に占める割合を示す。

2. 労働災害発生状況

2.1 業種別の発生状況

第三次産業における死傷災害（休業4日以上）を業種別に見ると、小売業や卸売業などの商業が最も多く（16,211人）、第三次産業全体の30%を超えています。次いで、社会福祉施設や医療保健業などの保健衛生業が多く（8,531人）、飲食店などの接客・娯楽業（7,945人）、ビルメンテナンス業などの清掃・と畜業（5,768人）と続き、これらの4業種で発生した労働災害が第三次産業全体の約80%にも及んでいます（図表2参照）。

中でも、商業のうち小売業で12,329人、保健衛生業のうち社会福祉施設で5,533人、接客・娯楽業のうち飲食店で4,021人と、これら3つで第三次産業全体の約44%を占めており、前述の通達において、災害発生件数の多いものとして挙げられています。さらに、当該通達では、事業者の労働災害防止に取り組む気運の醸成を図り、自主的活動を促進するための対策として、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の普及を推進しています。



図表 2 平成 22 年の第三次産業における業種別の死傷災害発生状況（休業 4 日以上）
（出典：労働者死傷病報告）

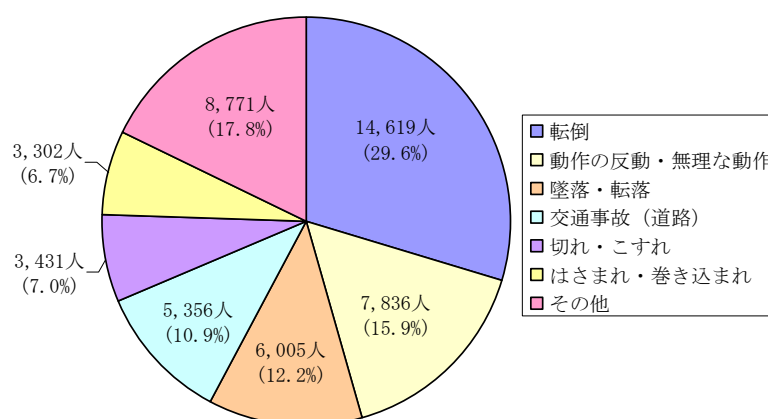
2. 2 事故の型別の発生状況

第三次産業の事故の型別の災害発生状況は、「転倒」が最も多く約 30%を占め、次いで、「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」、「交通事故（道路）」、「切れ・こすれ」、「はさまれ・巻き込まれ」と続いています。これら 6 つの事故の型で、第三次産業全体の 80%を超える割合となっています（図表 3 参照）。

《事故の型とは》

「墜落・転落」、「転倒」、「激突」、「飛来・落下」、「崩壊・倒壊」、「激突され」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」、「踏み抜き」、「おぼれ」、「高温・低温物との接触」、「有害物等との接触」、「感電」、「爆発」、「破裂」、「火災」、「交通事故（道路）」、「交通事故（その他）」、「動作の反動・無理な動作」、「その他」、「分類不能」の 21 に分類されています。

（注）「動作の反動・無理な動作」とは、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰になる、およびこれに類似した状態になることをいいます。



図表 3 平成 22 年の第三次産業における事故の型別の死傷災害発生状況（休業 4 日以上）
（出典：労働者死傷病報告）

3. 第三次産業の労働災害防止対策

前述のとおり、厚生労働省では通達を通じ、4 S活動の普及による事業者の労働災害防止に取り組む気運の醸成を求めており、また、平成 19 年度から「第三次産業におけるリスクアセスメントの実施促進のための支援事業」を行い、リスクアセスメントの実施に注力してきました。

整理・整頓を基本とする 4 S活動は、通路や作業スペースの確保、安全な姿勢での作業などにつながる取組であり、ムリ・ムダ・ムラの改善や危険箇所の発見などにも役立ちます。リスクアセスメントは職場に潜在する危険を特定し、それらに対する安全対策を講じることで、労働者が安心して働くことができる環境を整備していくものです。一方で、日々の事業活動に伴い職場の環境や状況、作業方法等が変わることに伴い、潜む危険も変化していく可能性があります。従って、4 S活動やリスクアセスメントは 1 回実施すれば良いものではなく、状況の変化に応じてその都度行う必要があります。すなわち、4 S活動やリスクアセスメントを含めた安全衛生管理活動を継続的にを行い、危険の存在に早く気づき、必要な対策を講じることが労働災害防止のために重要といえます。

これらを踏まえ、ここでは、組織的な安全衛生の取組につき述べ、4 S活動とリスクアセスメントについて解説するとともに、事故の型別に災害事例を示し、その事故防止対策を紹介します。

3. 1 基本対策

(1) 組織的な安全衛生の取組

労働災害の防止は事業者の責務であり、これを果たすためには、経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの使命として認識し、率先してこれに取り組むことが必要といえます。効果的かつ継続的に安全衛生管理を行うためには、経営トップから管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任及び権限を明確にした体制を整備し、事業場が一体となって計画的に安全衛生管理活動に取り組む必要があります。具体的には次のような取組が挙げられます。

- ・経営トップが、全従業員に対して、安全衛生に関する方針などを表明する。また、方針に基づいた目標を設定して周知する。
- ・安全衛生管理規程等を作成し、経営トップ、管理監督者の役割・責任・権限を明確にする。
- ・労働者の意見等を聴く場（安全衛生職場懇談会等）を設け、安全衛生管理活動に役立てる。
- ・安全衛生管理計画を作成し、各活動についての責任者を選任し、定期的に進捗状況を確認する。
- ・従業員に繰り返し安全衛生教育を実施し、安全衛生管理活動の必要性・重要性を認識させる。従業員への安全意識調査に関するアンケート（※）などにより、その浸透度を測定し取組の妥当性を評価する。

（※）組織の安全に対する意識の実態や安全施策の定着レベルについて、経営層から担当者に至るまでアンケート調査を行い、問題点や課題を抽出するもの。拠点別、部署別、職種別、役職別、年齢別、勤続年数別などの属性傾向を見ることで、属性間のギャップなどを把握することができる。

(2) 4 S活動

4 Sの意味、進め方及びこれを活性化させるための工夫を以下に示しますので、各職場における活動の参考としてください。

【4 Sの意味】

- ・整理：必要な物と不要な物を区別し、不要な物を処分（廃棄・再利用）すること。
- ・整頓：必要なときに必要な物をすぐに取り出せるよう、使いやすく、安全な状態で保管すること。
- ・清掃：身の回りをきれいにし、衣服や作業場のごみ・汚れ等を取り除くこと。
- ・清潔：整理、整頓、清掃を繰り返し、衛生面を確保して、快適な状態を実現・維持すること。

【4 Sの進め方】

- ・不要な物の廃棄基準を作成する。廃棄基準によっても、判断がつかない場合には、要不要を判断する責任者を定める。
- ・取り出す頻度の高い物を手前に置くなど置き場所を決めたり、種類ごとにまとめて置いたりして、取り出しやすいようにする。
- ・清潔は、整理・整頓・清掃の結果、得られるものであり、朝礼や教育等を通じてこれらは業務の一部であると認識させ、従業員が取り組みやすい環境整備を行う。
- ・エリアごと、対象物ごとに、整理・整頓・清掃の実施頻度（1回／日、1回／週など）を決める。
- ・エリアごと、対象物ごとに、管理責任者を決め、定期的に巡回して、状況確認を行う。

【4 S活動を活性化させるための工夫】

- ・従業員に4 Sに関する改善を提案させ、職場の見やすい場所に提案内容を掲示するとともに、数の多い、又は、実効性の高い提案をした従業員を報奨する。
- ・4 S提案箱等を設置して、従業員が積極的に提案できるような環境を形成する。
- ・4 S改善提案活動には、自社の従業員だけではなく、派遣社員やパートなども参加させる。
- ・4 S改善提案を複雑な書式で行わせると、活動が低調となることが多いため、メモ程度でよいので気軽に提案させる。

（3）リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントは、労働安全衛生法で平成18年4月から業種によって努力義務化されており、第三次産業では、清掃業、各種商品卸売業（又は小売業）、家具・建具・じゅう器等卸売業（又は小売業）、通信業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場等が対象となっています。その方法は、職場に潜在している危険源などを特定し、リスクを見積もり、優先順位を付けてリスク低減措置を講じていくものであり、その実施事項及び実施内容は図表4のとおりです。

また、厚生労働省では小売業、ビルメンテナンス業、警備業、産業廃棄物処理業について、イラストによる演習を行うことができるマニュアル等の資料を整備・公表し、リスクアセスメントの導入を推進しています（図表5参照）。

なお、社会福祉施設や飲食店は、リスクアセスメントの実施対象業種に該当していませんが、労働災害発生件数が多いことから、その実施が望まれるところです。事業活動において刃物の使用や重量物の運搬、水気のある／高温環境での作業等、災害につながり易い状況がないかを洗い出し、上記のリスクアセスメントマニュアル等に表示されている類似の災害事例を参考としたり、事業場のヒヤリ・ハット事例や同業他社の事故事例を収集・分析したりすることで、リスクアセスメントを進めていただけます。

図表4 リスクアセスメントの実施事項及び内容

実施事項		実施内容
手順1	危険性又は有害性の特定	機械・設備、原材料、作業行動や環境などについて、危険性又は有害性を特定します。その特定の際には、前述の事故の型に着目して行うことが重要です。安全衛生パトロール結果、労働者が日ごろ感じている危険などが情報源となります。
手順2	特定された危険性又は有害性ごとのリスク見積り	リスクの見積りは、発生のおそれのある負傷又は疾病の重篤度とその発生の可能性の度合いを考慮して行います。代表的見積り手法として、マトリクス方式、数値化方式などがあります。

手順3	リスク低減のための優先度の設定・リスク低減措置内容の検討	リスク低減のための優先度は、リスクレベルの高い順に設定することになります。リスク低減措置の内容は①本質的対策、②工学的対策、③管理的対策、④個人用保護具使用の順で検討します。
手順4	リスク低減措置の実施	リスク低減措置の内容決定後、具体的改善計画を作成し、必要な措置を講じるようにします。措置を講じた際には、改めてリスクを見積り、講じた措置の有効性や改善効果を確認するとともに、残留リスクがある場合には、管理的対策などを追加して改善します。死亡災害や重篤な災害につながる可能性のある場合であって、適切なリスク低減措置を講じるまでに時間を要する場合には、そのまま放置することなく、暫定的な措置を直ちに講じる必要があります。

図表5 リスクアセスメントに関するマニュアル等の掲載場所（厚生労働省HP）

○小売業；<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/dl/ryutu1.pdf>
○ビルメンテナンス業；
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/dl/081001-1g.pdf>
○警備業；<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/dl/081001-1g.pdf>
○産業廃棄物処理業；<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/080201a.html>

3. 2 事故の型別の対策

第三次産業に多い事故の型別（転倒、動作の反動・無理な動作、墜落・転落、交通事故、切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれ）に対応した事業者としての労働災害防止対策の例について、災害事例を交えて以下に示しますので、既存の対策に加えてご活用ください。

【転倒】

<災害事例>

スーパーの商品仕分け作業庫において、トレーに小分けした商品を手に持って運搬しているところ、床面が水で濡れていたため転倒し、後頭部及び腰を強打した。

<対策>

- ・床や通路は、くぼみ、段差のない構造とする。
- ・床や通路は滑りにくい材質のものを採用し、履物は滑りにくく、安定したものを着用させる。
- ・床や通路が水等で濡れた場合には、直ちに拭き取らせ、常に清潔に保つ。
- ・床や通路には、ダンボールなどを放置させない。
- ・通路で走らないことを徹底させる。

【動作の反動・無理な動作】

<災害事例>

コンビニの冷蔵庫内の狭い通路において、ペットボトル入りのダンボール箱を移動させていたところ、腰をひねってしまった。

<対策>

- ・重量物の運搬や人の介助の際には、無理をせず、台車等を使用させたり、複数人により作業させたりする。
- ・中腰等、無理な姿勢での長時間作業を行わせない。
- ・荷物はできるだけ身体に近づけて持ち上げさせる。
- ・腰痛予防体操を励行し、腰痛になりくくい体づくりを行わせる。

【墜落・転落】

<災害事例>

百貨店の商品倉庫のステージに柵が設置されておらず、商品の整理中にバランスを崩した際に、床面に墜落した。

<対策>

- ・はしご、踏み台、脚立は、正しくかつ安全に使用させる。
- ・階段には、手すりや滑り止めを設ける。
- ・倉庫等において高所作業場所の床端部の周囲には、手すりや柵を設ける。
- ・事務所内等で高い場所に位置するものを取る場合には、椅子等を踏み台代わりとして使用させない。

【交通事故】

<災害事例>

長距離運転により、運転手が疲労し、居眠り運転をしてしまい、道路脇の案内標識の柱に激突し、負傷した。

<対策>

- ・運転手には、十分な休養を取らせ、無理な運転をさせない。
- ・適正な走行経路の選定のため、事前に走行経路を調査・道路の危険状況を把握して、「交通危険マップ」等を作成し、運転手に情報提供する。
- ・過積載・偏荷重の禁止、荷崩防止用にロープやシートをかける等、正しい積載作業を行わせる。

【切れ・こすれ】

<災害事例>

スーパーの精肉作業場において、作業に慣れていない者が、牛肉を包丁で切る作業をしていたところ、手が滑り包丁で左手の指先を切ってしまった。

<対策>

- ・包丁や刃物を使用した後は、所定の場所へ保管させる。
- ・包丁や刃物は、十分な教育・訓練を受けたものに取り扱わせる。
- ・包丁や刃物を使用する際は、保護手袋などを使用させる。
- ・回転している刃で、使用していない部分には、カバーを設ける。

【はさまれ・巻き込まれ】

<災害事例>

産業廃棄物処理施設において、粉碎機に石膏ボードを投入する作業の際、投入口に異物を発見したため、取り除こうとして手を入れたところ巻き込まれた。

<対策>

- ・機械設備の危険箇所には、ガードや安全装置を設ける。
- ・機械を点検・修理する際には、機械が停止したことを確認してから作業を行わせる。
- ・機械の運転を開始する場合や複数人で作業する際には、定められた合図にしたがって行わせる。

4. おわりに

第三次産業は、建設業や製造業等に比べて安全な業種と思われがちですが、休業 4 日以上死傷災害が数多く発生しています。これらの労働災害発生防止には特効薬はなく、4 S 活動やリスクアセスメントなどの安全衛生管理活動を継続的に行うことが一番の近道です。これらの取組を通じ安全な職場環境を整備することに加え、事業場で働く全員が定められた安全手順やルールなどを特に意識することなく自然に順守して業務を遂行する風土を醸成していくことが重要といえます。

皆様の職場におかれましては、本稿を参考に、これまで取り組んできた安全衛生管理活動を強化することで、労働災害発生ゼロを目指して頂きたいと思います。

以 上

コンサルティング第三部 災害リスクグループ
主任コンサルタント 飛世 浩貴
(労働安全コンサルタント)

参考文献

- 1) 厚生労働省：「第三次産業における労働災害防止対策の推進について」（平成 23 年 7 月 14 日基安発 0714 第 2 号）
- 2) 中央労働災害防止協会：「平成 24 年度安全の指標」

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部 災害リスクグループ
千代田区神田駿河台 4-2-5 TEL:03-5296-8917/FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2012